

## 令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率等について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、平成 19 年度決算から健全化判断比率及び資金不足比率の公表が義務付けられました。この法律は、地方公共団体の財政破綻を未然に防ぎ、また、財政が悪化している団体の早期健全化を促進するために作られています。

各指標は、町の赤字の状況や借入金等の負債の状況を示すもので、一定の基準を超えた場合は、財政の健全化に向けて様々な制限が設けられます。

芦北町の健全化判断比率及び資金不足比率は下表のとおりで、すべて早期健全化基準を下回っており、健全な状態にあります。また資金不足比率についても、すべての企業会計において資金不足額はありません。

### ◇健全化判断比率

指標	芦北町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	赤字なし	14.33%	20.00%
連結実質赤字比率	赤字なし	19.33%	30.00%
実質公債費比率	4.0%	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	数値表記なし	350.0%	

※ 実質赤字比率 ……財政規模に対する一般会計などの赤字の割合  
 連結実質赤字比率……財政規模に対する全会計の赤字の割合  
 実質公債費比率 ……財政規模に対する 1 年間で支払った借入金返済額などの割合  
 将来負担比率 ……財政規模に対する将来的に町が支払う借入金返済額などの割合

4 つの指標のうち、一つでも早期健全化基準を超えた場合は、「財政健全化計画」を定め、計画の実施状況を議会に報告し、公表しなければなりません。

また、将来負担比率を除く 3 つの指標のうち、一つでも財政再生基準を超えた場合は、「財政再生計画」を定めなければならず、外部監査や地方債の制限、予算への国の関与等が行われます。

### ◇資金不足比率

会計の名称	芦北町	経営健全化基準
水道事業会計	資金不足なし	20.0%
農業集落排水事業特別会計	資金不足なし	20.0%
生活排水処理事業特別会計	資金不足なし	20.0%

それぞれの会計において、指標が経営健全化基準の 20.0% を超えた場合は、「経営健全化計画」を定め、計画の実施状況を議会に報告しなければなりません。